

【ポイント】

- 現在発令されている外出禁止令は明9日（月）午前5時で終了。ただし、西部州・北西部州・サバラガムワ州の一部を隔離地域に指定。
- 当局は、新型コロナウイルス感染症の警戒基準（アラートレベル）を設定し、現在はレベル3（詳細は本文2を参照）。
- 引き続きスリランカ当局が発表する最新情報の収集、定期的な手洗い・手指の消毒を行うとともに、外出時などにはマスクを着用し、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）を保つなどの感染症対策に努めてください。

【本文】

1

（1）スリランカ当局は、現在、西部州全域、北西部州クルネーガラ県及びサバラガムワ州ラトゥナプラ県の一部に発令されている外出禁止令を明9日（月）午前5時で解除する旨発表しました。

（2）ただし、以下の地域（警察管区等）は、隔離地域に指定され、越境が厳しく制限されます。なお、本隔離地域指定はさらなる通知があるまで有効です。

ア 西部州コロombo県： Borella, Mattakkuliya, Modara, Bloemendhal, Kotahena, Grandpass, Foreshore, Barber Street, Maligawatte, Dematagoda（以上、コロombo8区から10区及び12区から15区の一部）, Wellampitiya, Keselwatta（コロombo郊外）の警察管区

イ 西部州ガンバハ県： Wattala, Peliyagoda, Kadawatha, Ragama, Negombo, Pamunugama, Ja-Ela, Sapugaskanda の警察管区

ウ 西部州カルタラ県： Horana, Ingiriya の警察管区, Wekada-West 村落行政区（Grama Niladari Division）

エ 北西部州クルネーガラ県： Kurunegala 市役所管区（Municipal Council area）, Kuliypitiya 警察管区

オ サバラガムワ州ケゴール県： Mawanella, Ruwanwella の警察管区

（3）上記の地域に滞在している方以外も、以下の高危険地域地図（ハイリスクエリアマップ）も参考の上、一定のエリアで集団感染が確認された場合などに、その地域が隔離地域となるケースがあることを念頭に、今後も当局が発表する最新情報の収集に努めてください。

○高危険地域地図（ハイリスクエリア：1日付保健省発表）

http://www.epid.gov.lk/web/images/pdf/Circulars/Corona_virus/moh_area_map_28.jpg

2 また、スリランカ保健省は、11月3日付で新型コロナウイルス感染症拡大阻止の一環として、集団感染の状況などをもとに警戒基準（アラートレベル）の設定に関する発表を行っております。詳細は以下を参照し公共の場での行動などで十分な対策を講じてくださ

い。なお、現在は、警戒レベル3となっています。

○各警戒基準（アラートレベル）に伴う行動規定（保健省発表）

http://www.health.gov.lk/moh_final/english/public/elfinder/files/feturesArtical/2020/Instruaction%20on%20Alert%20levels%20in%20COVID-19%20country%20and%20permitted%20functions.pdf

3

（1）当地の在留邦人の皆様及び当地を訪問中の邦人の皆様におかれましては、引き続きスリランカ当局が発表する最新情報の収集に努めるとともに、こまめな手洗い・手指の消毒、マスクの着用、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）の確保、自宅やオフィスでの定期的な換気など、正しい知識に基づいた感染症対策に努めてください。また、規則正しい生活や十分な睡眠をとるなど自己の健康管理に努めるとともに、自己のみならず、他人に感染させないような行動を心がけてください。

（2）なお、スリランカ政府は、検疫及び疾病防止条例にて、公共の場におけるフェイスマスクの着用やソーシャル・ディスタンスの確保等の新たな規則を追記する官報を発出しています。これら規則や規制に従わなかった場合には、罰金や懲役等の法的措置がとられる場合がありますので、十分に注意をしてください。

○条例の改正内容は、10月15日発表の官報をご参照ください。

http://www.documents.gov.lk/files/egz/2020/10/2197-25_E.pdf

【参考】官邸ホームページ

「新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～」

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

【当館新型コロナ関連リンク】

過去の当館からの領事メールや新型コロナウイルス感染症関連情報を確認する場合は、以下のウェブサイトからご利用いただけます。

https://www.lk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000915.html

○問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館

電話：(国番号94) 11-269-3831

※¹ 現在、当大使館では「在留状況確認調査（11月20日まで）」を行っています。詳細は以下のとおりですので、当地に在留されている方等は是非ご協力をお願いします。

<https://www.lk.emb-japan.go.jp/files/100112064.pdf>

※² 「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きをしてください。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国・移転した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>